

報道関係者 各位

令和6年10月28日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 金沢 淳二

(直通電話) 03-5403-2172

灰孝小野田レミコン外2社不当労働行為再審査事件

(令和3年(不再)第46号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会(部会長 石井浩)は、令和6年10月25日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～雇用主会社である申立外C社と製品運送契約を締結していた2社及びC社の親会社は、いずれも組合員らの労働組合法上の使用者には当たらず、組合の救済申立てにはいずれも理由がないとした事案～

組合員の雇用主であるC社と製品運送契約を締結していた2社及びC社の親会社は、いずれも組合員らの基本的労働条件等について、雇用主であるC社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったということとはできず、労働組合法上の使用者に当たらないから、当該3社に係る救済申立てはいずれも理由がない。

I 当事者

再審査申立人 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(「組合」)(大阪市西区)

再審査被申立人 灰孝小野田レミコン株式会社(「灰孝小野田レミコン」)(京都市下京区)

洛北レミコン株式会社(「洛北レミコン」)(京都市左京区)

太平洋セメント株式会社(「太平洋セメント」)(東京都文京区)

II 事案の概要

- 本件は、灰孝小野田レミコン及び洛北レミコン(併せて「本件2社」)が、①加入する協同組合の行った組合との決別宣言に賛成したこと及びC社との間の製品運送契約を解除したことが労働組合法(「労組法」)第7条第3号に該当する不当労働行為であるとして、また、その結果、②C社が組合員(「本件組合員4名」)を解雇等したことが、C社を支配する本件2社及び太平洋セメント(本件2社と併せて「本件3社」)による同条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、組合が大阪府労働委員会に救済を申し立てた事案である。
- 大阪府労働委員会は、本件3社は、いずれも本件組合員4名の労組法上の使用者には当たらないとして、組合の救済申立てを棄却したところ、組合はこれを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文

本件各再審査申立てをいずれも棄却する。

2 判断の要旨

本件3社は、本件組合員4名の使用者に当たるか

(1) 本件3社とC社の関係性について

C社は、組合と本件2社らとの争議をめぐる和解により、本件2社の生コンの輸送を目的とする会社として設立されたものであり、本件2社及び太平洋セメントの関連会社等がC社の設立に関与していた。

(2) 本件2社の使用者性について

ア C社は、設立に際して本件2社の従業員であった組合員らを雇用し、専ら本件2社の製造する生コンの輸送業務を行い、他方で、本件2社はC社の株式を保有するなど、C社と本件2社は経営上密接な関係にあり、本件2社はC社の経営に一定の影響力を有していたといえる。

しかしながら、C社の従業員の基本的労働条件等は、組合とC社の協議で決定されていたし、本件2社がC社の従業員の雇用の管理に関与していたことも認められない。また、C社は独自の賃金制度を採用し、C社の従業員の勤怠管理や賃金計算事務等の労務管理及び就業場所の決定等もC社が行っていたのであり、本件2社がこれらの制度の創設や事務等に関与していたとは認められない。

イ なお、組合は、C社に法人格否認の法理が適用されるから、本件2社には使用者性が認められる旨主張する。

しかしながら、上記アからすると、C社が本件2社から独立して企業活動を行っていたことは明白であり、他に、C社の法人格が形骸化していること又はC社が法人格の濫用目的で設立されたことを認めるに足りる証拠はない。

ウ 以上のとおりであるから、本件2社はいずれも、本件組合員4名の基本的な労働条件等について、雇用主であるC社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったということとはできない。したがって、本件2社は、いずれも本件組合員4名の労組法上の使用者に当たらない。

(3) 太平洋セメントの使用者性について

ア C社の親会社である太平洋セメントは、資本関係及び役員等の派遣を通じてC社の経営に関与し、これに一定の影響力を有していた。

しかしながら、C社の従業員の基本的労働条件等は、組合とC社の協議で決定されていたし、太平洋セメントが、C社に派遣した管理職等以外の従業員の雇用の管理に具体的に關与していたとは認められない。また、C社は独自の賃金制度を採用し、C社の従業員の勤怠管理や賃金計算事務等の労務管理及び就業場所の決定等もC社が行っていたのであり、太平洋セメントがこれらの制度の創設や事務等に関与していたとは認められない。

イ なお、組合は、C社には法人格否認の法理が適用されるから、太平洋セメントには使用者性が認められる旨主張するが、上記アのとおり、C社は太平洋セメントから独立して企業活動を行っていたことに照らしても、C社の法人格が形骸化しているとか、C社が法人格の濫用目的で設立されたなどということとはできない。

ウ 以上のとおりであるから、太平洋セメントのC社への関与は、親会社が子会社に対して行う管理、監督の範囲を超えるものではなく、太平洋セメントが、本件組合員4名の基本的な労働条件等について、雇用主であるC社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったということとはできない。したがって、太平洋セメントは、本件組合員4名の労組法上の使用者には当たらない。

(4) 以上のとおり、本件3社はいずれも本件組合員4名の労組法上の使用者には当たらないから、その余の争点について判断するまでもなく、本件3社に係る本件申立てはいずれも理由がない。

【参考】

初 審 救 済 申 立 日 令和 2 年 1 月 2 8 日（大阪府労委令和 2 年（不）第 7 号）

初 審 命 令 交 付 日 令和 3 年 1 1 月 2 9 日

再 審 査 申 立 日 令和 3 年 1 2 月 7 日